ついに!! おきよめの湯リニューアルオープン!!

広報
天龍
第167号
2015年7月30日
発行　天龍村役場
編集　総務課
印刷　斎藤印刷所

ご来賓の皆さんと共にテープカット

式典（村長あいさつ）

明るく開放的なレストラン「湯とり」

新設されたサウナ

見晴らしの良い露天風呂

天龍温泉おきよめの湯大規模改修事業及び天龍村役場南支所移転工事の竣工式が7月10日(金)に行われ、おきよめの湯は、翌11日にリニューアルオープンしました。

竣工式では国や県、村の関係者、約90名が出席し、テープカットに続いて式典を行いました。館内浴室棟には、サウナが新設され、施設北側には、南支所も併設されました。

また、リニューアルイベントとして、向方・大河内・坂部の各地区による霜月神楽実演会、天龍村観光大使の城めぐみ歌謡ショーが行われました。

リニューアルオープンにあたり関係各位、近隣住民の皆さん、お待ちいただいたお客様、感謝に堪えないところですが、これからもおきよめの湯、南支所をよろしくお願いします。

●私たちの村（7月1日現在）　人口：1,455人　男：675人　女：780人　世帯数：789世帯

議会だより

第1回 臨時議会

平成27年第1回天龍村議会臨時会が4月30日㈭に開催され、議長、副議長の改選や各常任委員会などの選任が行われた他、左記の議案について原案どおり可決されました。

村議会議員と村職員

「可決された案件」

○天龍村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認
　内容は、ふるさと納税の特別控除額の上限を、住民税所得割額の1割から2割へ引き上げることや、軽自動車税の二輪車他の税率引き上げについて、軽四輪自動車同様に平成28年度まで延長することなどです。
○天龍村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認
　内容は、人事異動に伴い職員定数を変更するものです。
○緊急防災・減災事業防災行政無線（移動系）デジタル化工事請負契約について
　契約額
　１２億７、５４８万円
　契約の相手方
　㈱日立国際電気長野営業所
　本案件は、請負契約額が5千万円以上の工事であり、村条例の規定による議会の承認を得たものです。

「予　算」

○平成26年度天龍村一般会計補正予算（第9号）専決
○平成26年度天龍村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）専決
○平成26年度天龍村営水道特別会計補正予算（第6号）専決
○平成26年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算（第6号）専決
○平成26年度天龍村介護保険特別会計補正予算（第6号）専決
○平成26年度天龍村後期高齢者医療保険特別会計予算（第1号）専決

「報　告」

○平成26年度天龍村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
○議会の委任による専決処分の報告について

天龍村議会名簿

（平成27年5月1日～平成29年4月30日）

議　長　堤本伊那人
副議長　板倉　幸正
（議席順）
議　員　熊谷美沙子
　　村松　克一
　　大平　正長
　　村松小司郎
　　野竹　正孝
　　秦　治三夫

◎議会常任委員会
《総務社会》
委員長　秦　治三夫
副委員長　熊谷美沙子
委　員　村松　克一
　　堤本伊那人
《建設産業》
委員長　大平　正長
副委員長　野竹　正孝
委　員　村松小司郎
　　板倉　幸正
◎議会運営委員会
委員長　板倉　幸正
副委員長　秦　治三夫
委　員　堤本伊那人
　　野竹　正孝
　　村松小司郎
　　大平　正長
　　村松　克一
　　熊谷美沙子
◎南信州広域連合議員
　堤本伊那人
◎組合議会
○下伊那南部総合事務組合
　村松小司郎
　大平　正長
○南部地区議員会評議員
　堤本伊那人
　板倉　幸正
　秦　治三夫
○阿南高等学校協力会
　村松　克一
　熊谷美沙子
○森林・林業・林産活性化議員連盟
　大平　正長
　野竹　正孝

◆平成26年度　補正予算（専決）

会計名	補正前の額	補正額	計
一般（第９号）	23億9,381万円	4,453万円	**24億3,834万円**
国民健康保険（第３号）	1億9,537万円	△1,843万円	**1億7,694万円**
村営水道（第６号）	7,365万円	△38万円	**7,327万円**
村営下水道事業（第６号）	5,785万円	△40万円	**5,745万円**
介護保険（第６号）	3億512万円	△5,527万円	**2億4,985万円**
後期高齢者医療保険（第１号）	3,022万円	△68万円	**2,954万円**

議長就任にあたって

村議会議長　堤本伊那人

議員任期4年間の中、議長、副議長、各委員会が申し合わせにより2年毎に改選することになっており、その後期改選が5月に行われ、最後の2年間、議長に就任することとなりました。

重責を担うこの2年間、古参と言われないように浅学非才の身でありますが、歴代の大先輩方の功績をそこなわないように今世紀の時代に添った中で、大役を全うできるように、懸命に努力する所存であります。

8名の議員が一致団結して、住民のみなさんの代弁役として行政に対しては、是々非々の態度で議論し、検討を重ねて参りたいと思います。

同じ議員でも国会議員、県議会議員にくらべ地域において住民に身近な代表として、首長や自治体職員とやりとりする地方議員とでは「議員」というだけで、役割やその待遇が大きく異なっています。

まず、第一に地域住民の代弁者であり、議員としての正統性を持ち、その責務を全うすることが大切かと思います。

今後は、特に地方分権改革の進展に伴って新しい議会への改革も少しずつ進み、地方議会も議会制度改革を創り出すために、議員定数、議会基本条例また、議会と住民がより以上に近づくために、議会運営などについて、地域住民の助言を受けながら改革の流れを進める必要があろうかと思います。

議会改革を行う反面、今、私達の村で最も苦慮している多くの問題、特に減少する人口問題など、これらを大先輩方々の意見を充分聞き、この地域にできる、ふるさと創生事業をどのように取り入れ、どのように取り組むか、私達8名の少ない議員でも一致団結して住民のみなさんと共に考える必要があると思います。

数年後には、南の玄関口となる三遠南信自動車道、またその先はリニアモーターカー開通という希望の持てる新しい時代、これからの若い人達の夢と希望のある新しい時代に向かってがんばりましょう。

私達も難問題の多いこの村で、若い人達が喜んで定住したいという村、住んでよかったと先輩の人達と共に喜ぶことができるそんな村づくりに努めることとして、就任にあたってのご挨拶といたします。

第2回 定例議会

平成27年第2回天龍村議会定例会は6月15日(月)に開会し、25日(木)までの11日間の会期で行われ、左記の議案について原案どおり可決されました。

「可決された案件」

○役場支所設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例について
内容は、役場南支所が、天龍温泉「おきよめの湯」の大規模改修工事にあわせ、施設内に移転するため、地番を改正するものです。

○天龍村温泉利用施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
○天龍村温泉施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
内容は、国土調査により確定した施設の地番と、新たに整備した施設の形態が合うように施設の名称などを改正するものです。

○天龍温泉事業条例の一部を改正する条例について
内容は、国土調査により確定した温泉湧出箇所の地番を改正するものです。

○リフレッシュハウス「おきよめ」の設置及び管理運営に関する条例の全部を改正する条例について
内容は、川島農村公園の設置及び管理運営について、既に条例化されている右記の条例を改正するものです。

「報　告」

○監査報告について
○有限会社天龍農林業公社の経営状況について
○有限会社龍泉閣の経営状況について

「陳情書」

○TPPに関する国会決議の実現を求める意見書
審議の結果、採択され、関係大臣などへ意見書を送付しました。

「予　算」

○平成27年度天龍村一般会計補正予算（第1号）
○平成27年度天龍村営水道特別会計補正予算（第1号）
○平成27年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算（第1号）
○平成27年度天龍村介護保険特別会計補正予算（第1号）

「一般質問」

○大平正長議員
一、道路整備等公共事業の促進に係る残土処理場の確保について
二、公共下水道事業の現状と今後の運営について

○野竹正孝議員
一、ふるさと納税について
二、空き家対策について
三、天龍中学校グラウンド内のトイレの管理及び村営テニスコート場周辺の草刈りなどについて

○板倉幸正議員
一、おきよめの湯の大規模改修工事について
二、村営住宅の整備計画について
一、教育と子供の支援等について
二、村営住宅について
三、ケーブルテレビについて
四、どんぐり向方学園について
五、おきよめの湯について

○村松克一議員
一、地方版総合戦略の策定について
二、インフラの整備、維持、管理、運営について
三、村の振興策について
四、社会福祉協議会福祉事業

への提案について
五、どんぐり向方学園の近況について

◆平成27年度　補正予算

会　計　名	補正前の額	補正額	計
一　　般（第１号）	17億3,600万円	1億843万円	**18億4,443万円**
村　営　水　道（第１号）	5,815万円	△13万円	**5,802万円**
村営下水道事業（第１号）	5,140万円	188万円	**5,328万円**
介　護　保　険（第１号）	2億6,971万円	634万円	**2億7,605万円**

第41回　東京天龍会開催

6月7日㈰に東京都内で、「第41回東京天龍会のつどい」が開催されました。

東京天龍会の会員数は75人余りで、今回は34人のみなさんと、村から大平村長・堤本議長・熊谷議員・事務局の4人が参加し、懇親を深めました。

熊谷忠雄会長からは「いつも母村のことを想い応援しているが、過疎と高齢化を心配している。会員についても高齢化が課題となっているが、これからも交流が続けられるようにしたい。」とあいさつをいただきました。懇親会は、穏やかな雰囲気の中、会員のみなさんと村の近況や子どもの頃の思い出を語り合い、信濃の国やふるさとなどを合唱して村への想いをめぐらせました。

また、南下区の秦義晃さんのご厚意で、会員のみなさんへ配布いただいた「ふるさとCM大賞」のDVDの映像が放映され、村の活動に対して大変喜んでいただきました。

今後とも、会員みなさんのご健康とご多幸を祈念申し上げるとともに、村に対してのご協力をお願いします。

参加者全員で記念撮影

交流会の様子

議会の村内視察

6月5日㈮に村議会議員による村内視察が行われ、村職員から平成26年度に整備された箇所や今後の整備予定などの説明を受けました。

村道天竜川線拡幅改良工事

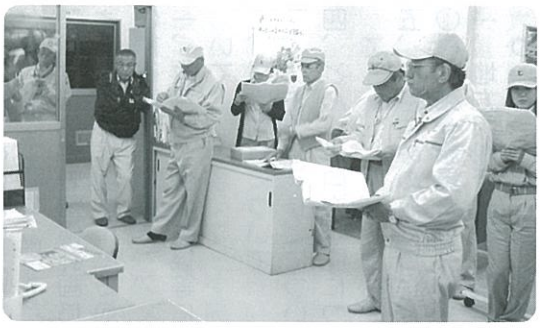
農林業公社工場

村澤庄治氏に知事表彰

前天龍村議会議員の村澤庄治氏に長野県知事から、知事表彰が授与され、6月4日㈭に県庁で表彰式が行われました。

村澤氏は、平成5年5月、村議会議員に初当選してから、平成25年4月まで20年間の長きにわたり天龍村議会議員を務められました。

平成17年から平成19年までと、平成21年から平成23年までの4年間は、議長の職を務めるなど、地方自治に多大な貢献をした功績が認められ、今回の受賞となりました。

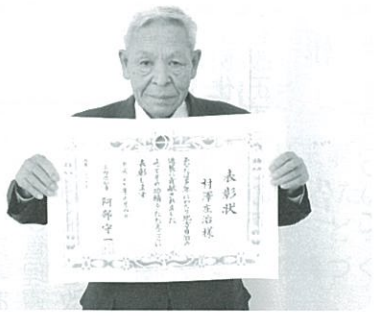

村澤庄治氏

㈲天龍農林業公社　平成26年度の経営状況を公表します

○収支報告

（単位：万円）

区　分	平成25年度 決　算	平成26年度 決　算	差引増減
〈 収　入 〉			
一般受託収入	466	182	△ 284
生産品販売収入	652	543	△ 109
農作業受託収入	437	517	80
商 品 売 上	747	1,212	465
計	2,302	2,454	152
〈 費　用 〉			
人　件　費（率）	1,990（60.4）	2,402（55.2）	233
経　費　他（率）	1,303（39.6）	1,801（44.8）	498
計	3,293	4,024	731
営 業 利 益	△ 991	△ 1,570	△ 579
営業外収入	16	76	60
村 補 助 金	900	1,100	200
計	916	1,176	260
支払利息、雑損失など	3	7	4
経 常 利 益	△ 78	△ 401	△ 323
特 別 利 益	80	0	△ 80
法人税など	7	7	0
当 期 利 益	△ 5	△ 408	△ 403
累 計 利 益	12	△ 396	△ 408

○役職員数の状況

（単位：人）

区　分	25年度	26年度	増　減
取 締 役	4	4	0
社　員	0	2	2
（臨時労務員 参考）	（31）	（37）	6
計	4	6	2

※役職員数は社長を除く。また臨時労務員は参考です。

○事業報告

１．利用契約農地（耕地面積）

（単位：ａ）

区　分	25年度	26年度	増　減
田	203	203	0
畑	343	353	10
計	546	556	10

２．遊休利用農業経営面積

（単位：ａ）

区　分	25年度	26年度	増　減
あ け び	30	30	0
栗	41	9	△ 32
か り ん	3	0	△ 3
茶	87	87	0
小 梅	9	9	0
中 梅	21	21	0
ゆ ず	86	117	31
ビバパプリコット	13	13	0
て い ざ な す	24	32	8
雑 穀	16	20	4
育 苗	9	0	△ 9
水 稲	202	203	1
そ の 他 野 菜	5	15	10
計	546	556	10

○平成26年度は、業務の構造的改革・意識改革を行いました。また、販売力強化と６次産業化を重点目標とし、ゆずなどを使った多くの加工商品売り上げの増加につながりました。平成27年度も継続してゆずの増産に努めるとともに、加工商品の増産を計画しています。

ふれあいステーション龍泉閣　平成26年度の経営状況を公表します

○収支報告

（単位：万円）

区　分	平成25年度 決　算	平成26年度 決　算	差引増減
〈 収　入 〉			
宿泊温泉売上	1,916	1,824	△ 92
飲食宴会売上	2,523	2,692	169
売 店 売 上	544	509	△ 35
特 産 品 販 売	183	186	3
計	5,166	5,211	45
売 上 原 価	2,003	2,038	35
売 上 総 利 益	3,163	3,173	10
〈 費　用 〉			
人　件　費	2,397	2,644	247
そ の 他 経 費	1,900	1,962	62
計	4,297	4,606	309
営 業 利 益	△ 1,134	△ 1,433	△ 299
営業外収入	4	3	△ 1
村 補 助 金 ※	1,600	1,600	0
計	1,604	1,603	△ 1
営 業 外 費 用	130	0	△ 130
経 常 利 益	340	170	△ 170
法人税、事業税	97	52	△ 45
当 期 純 利 益	243	118	△ 125
累 計 利 益	△ 919	△ 801	118

○施設利用状況

（単位：人）

区　分	25年度	26年度	増　減
宿 泊 者	2,520	2,223	△ 297
宴 会 利 用 者	1,452	1,580	128
レストラン利用者	11,086	10,926	△ 160
ラウンジ利用者（組）	1,051	1,009	△ 42
特産品販売利用者	25,987	26,796	809
計	42,096	42,534	438

○入浴利用者

（単位：人）

区　分	25年度	26年度	増　減
一 般 利 用 者	6,056	7,329	1,273
村 民 保 養 券	1,646	1,677	31
計	7,702	9,006	1,304

○施設利用者

（単位：人）

区　分	25年度	26年度	増　減
合　計	49,798	51,540	1,742

○役職員数の状況

（単位：人）

区　分	25年度	26年度	増　減
取 締 役	7	7	0
社　員	12	14	2
計	19	21	2

平成26年度は、飲食宴会部門で売上が伸び、売り上げ収入は5,211万円で、売上原価や費用などを差し引いて、村からの補助金などを加えた最終的な当期純利益は118万円となっています。今年度は、新たに始めた月曜日営業により多くの集客を図るべく、新サービス、新商品の開発や更なる営業活動により売上増加を図るとともに、当村の魅力を活かしたイベントなどを取り入れて誘客及び利用者の増大に努めます。

※村補助金について～村民のみなさまへのお願い～

平成26年度、村では龍泉閣に対して1,600万円の運営補助金を出しています。

龍泉閣の経営状況は上記表でご確認いただいたとおり、当期純利益が118万円となっておりますが、実際には（村からの1,600万円の補助金を除くと）損失が1,482万円発生しており、依然として厳しい経営が続いています。こうした状況のなか、龍泉閣の経営を維持していくためには、1,000万円以上の補助が必要です。加えて累積損失が平成26年度末現在で801万円であり、早期解消のためには、更なる財政的支援が必要との考えから、平成26年度については村から1,600万円の補助金を出しています。

村にとって、1,600万円の補助金を出すことは大変なことですが、現在の龍泉閣は、村民の飲食・交流の場、憩いの場のみならず、就労や農産加工品販売の場となっていて、天龍村に欠かせない施設となっており、村としてはやむをえない支出と考えています。

村民のみなさまにおかれましては、龍泉閣の厳しい経営状況と村の経営支援についてご理解をお願いするとともに、今後も龍泉閣を積極的にご利用いただき、経営向上にご協力くださいますようお願いします。

介護保険の費用負担が、27年8月から変わります

一定以上の所得がある人の利用者負担が２割に変わります

65歳以上で一定以上の所得がある方は、８月１日利用分から利用者負担が２割になります。ただし、１か月の利用者負担には上限額（高額介護サービス費）があります。

2割負担になる方

本人の合計所得金額が160万円以上の方
ただし、以下のいずれかに該当する場合は１割になります。

(1)　生活保護受給者
(2)　本人が住民税非課税の者
(3)　世帯に65歳以上の方が本人しかいない場合で、「年金収入＋その他の合計所得金額（※）」が280万円未満
（２人以上の場合はその合計が346万円未満）

※その他の合計所得金額…合計所得金額 ― 公的年金等に係る所得金額（雑所得）

介護保険負担割合証

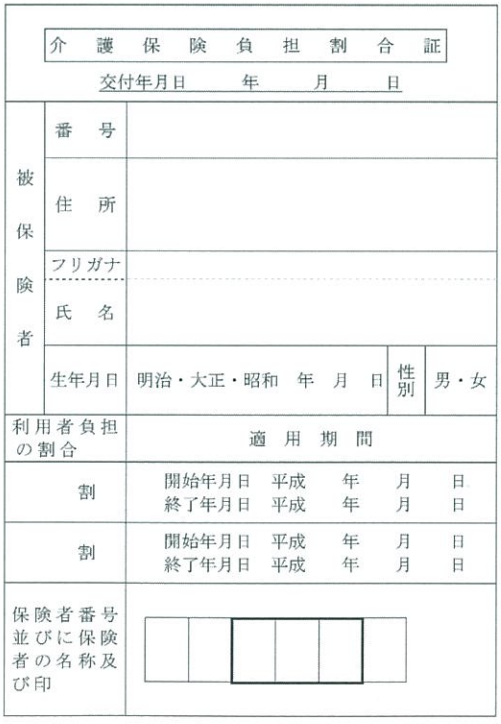

介護保険負担割合証

交付年月日　　年　　月　　日

被保険者	番号			
	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	明治・大正・昭和　年　月　日	性別	男・女
利用者負担の割合		適用期間		
割		開始年月日　平成　年　月　日 終了年月日　平成　年　月　日		
割		開始年月日　平成　年　月　日 終了年月日　平成　年　月　日		
保険者番号並びに保険者の名称及び印				

要介護認定を受けている方全員に、７月中に役場から「介護保険負担割合証」を送付しています。
８月１日以降は、利用している介護サービス事業所などに介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

介護保険負担割合証の見本

施設入所時の食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

所得が低い方（本人及び世帯全員が村民税非課税者）であれば、介護保険負担限度額認定証の交付が受けられましたが、８月１日以降は、次のいずれかに該当する場合、交付されなくなります。

(1)　**預貯金などが1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）を超える場合**
(2)　**世帯分離している（住民票上世帯が異なる）配偶者が村民税課税者である場合**

交付要件の変更に伴い認定証の交付が受けられない場合、施設サービスを利用した際の食費・部屋代（居住費・滞在費）の負担軽減が受けられなくなります。

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する課税世帯の方などは、室料相当の額を負担していただくことになります。

食費・部屋代負担軽減を受けていない方が対象になります。
具体的な相部屋代の負担額は各施設にお問合せください。

高額介護サービス費の区分が変わります

１ヶ月の利用者負担が所得に応じた一定の上限額を超えるときには、役場に申請すると「高額介護サービス費」が払い戻されます。８月１日から利用者負担段階が、これまでの４段階から１段階増えて、５段階になります。

	上限額		対象者
	世帯	個人	
第1段階	15,000円		生活保護受給者等
第2段階	24,600円	15,000円	老齢福祉年金の受給者 非課税世帯のうち「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計が年80万以下
第3段階	24,600円		非課税世帯で第２段階以外
第4段階	37,200円		課税世帯
第5段階（新設）	44,400円		現役並み所得

第5段階になる方

本人の住民税課税所得が145万円以上の方。
ただし収入が383万円未満（１号被保険者が複数いる世帯は520万円未満）の場合には、申請することにより第４段階の上限額（37,200円）が適用されます。

※詳しくは役場住民課健康支援係へお問合せください。

いきいき活動支援金事業　第2次募集開始

個人ができることは個人自らが行い（自助）、個人でできないことは家族や地域の取組み（共助）の中で解決し、それでも解決できない問題は行政が担うこと（公助）とした「協働型むらづくり」の考えに基づき、村民が自らの知恵や工夫によって、地域の特性などを活かした自主的かつ主体的に取り組む地域づくり活動を村として支援します。

募集期間：８月14日㈮まで

☆第１次募集結果：申請事業数２件うち採択事業２件

※詳しくは役場総務課むらづくり推進係へお問合せください。

～　納税で世界を変える明るい未来　～

軽自動車税改正のお知らせ

（平成27年４月１日現在の法令に基づくご案内）

国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、以下のとおり軽自動車税の税率が変更になります。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査※１から13年を経過した三輪及び四輪の軽自動車については重課（増税）が、また三輪及び四輪の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについてはグリーン化特例の軽課（減税）が、いずれも平成28年度課税から適用されます。

〈原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪など〉

平成28年度課税から、以下の車種について新税率が適用されます。

当初、平成26年度税制改正により平成27年度課税から税率の引上げを実施する予定でしたが、平成27年度税制改正により実施期間が１年間延期されました。

車種区分		税率（年税額）	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	軽二輪（125cc超～250cc以下）	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他	4,000円	5,900円

〈三輪、四輪の軽自動車〉

平成27年度課税から三輪及び四輪の軽自動車について、条件によって新税率が適用されます。

なお、条件については「最初の新規検査※１」の年月で判定します。

車種区分				税率（年税額）		
				平成27年３月31日までに最初の新規検査をした車両 ※旧税率（ア）	平成27年４月１日以後に最初の新規検査をした車両 ※新税率（イ）	最初の新規検査から13年を経過した車両 ※重課（ウ）
軽自動車	三輪			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

（ア）平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした軽自動車については、従来の税率から変更はありません。ただし、平成28年度課税から（ウ）に該当する場合があります。

（イ）平成27年４月１日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。

（ウ）平成28年度課税から、最初の新規検査から13年経過した三輪、四輪の軽自動車については重課が導入されます。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課の対象から除きます。

※１「最初の新規検査」とは？

「最初の新規検査」とは、今までにナンバープレートの交付を受けたことのない車両を新たに使用するときに受ける検査をいいます。軽三輪と軽四輪については、この新規検査の実施年月で税率を判定します。なお、最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認できます。

～　軽四輪（乗用・自家用）をお持ちの方の例　～

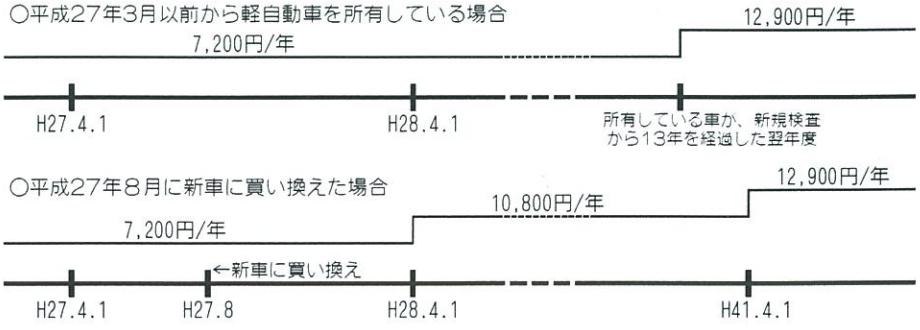

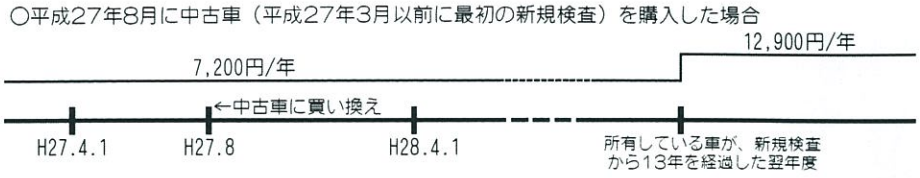

☆三輪及び四輪の軽自動車にグリーン化特例（軽課）が適用されます

平成28年度課税時に、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

〈適用条件〉

平成27年４月１日から平成28年３月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る。）で、次の基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成28年度）分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。

車種区分				税率（年税額）		
				（エ）	（オ）	（カ）
軽自動車	三輪			1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円

（エ）電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10％低減）
（オ）乗　用：平成17年排出ガス基準75％低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準＋20％達成車
　　貨物用：平成17年排出ガス基準75％低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準＋35％達成車
（カ）乗　用：平成17年排出ガス基準75％低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車
　　貨物用：平成17年排出ガス基準75％低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準＋15％達成車

※（オ）、（カ）については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

～　ご不明な点は、役場総務課税務係へお気軽にお問合せください。～

行政相談委員に野竹三大氏再任

野竹三大 氏

野竹三大氏（東原Ａ区）が、行政相談委員として、総務大臣から再び委嘱されました。

また、野竹氏は、平成21年から長年にわたり行政相談委員として国民の行政に対する苦情の解決に尽力されたとして、このほど平成27年度の総務省長野行政評価事務所長感謝状を授与されました。

「行政相談」とは、みなさんから、国の役所などの行っている仕事に関する苦情や意見・要望をお聴きして、その解決や実現を図るものです。

行政相談の定例開催月は、4・6・8・10・12・2月で、開催日については、村内放送でお知らせしますので、お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で秘密は守られます。

人権擁護委員選出

７月１日付けで法務大臣から次の方が委嘱を受けました。人権に関する諸問題の相談に応じ、問題解決に向けて取り組みますのでよろしくお願いします。

鎌倉文江氏
（東原Ａ区）

遠山景一氏
（南中区）

司法書士による「全国一斉 養育費相談会 ～こどもの笑顔のために～」開催のお知らせ

県青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会では、養育費に関する電話相談会を開催します。

日　時　平成27年8月2日(日)
午前10時から午後4時まで

☎０１２０（５６７）３０１
相談は無料で、秘密は厳守します。

お問合せ先
県青年司法書士協議会
☎０２６５（４８）０３１５

海外研修 in Guam

天龍中学校三年　熊谷美月

３月22日㈰から26日㈭まで天龍中学校１・２年生９名はグアムへの海外研修に行ってきました。その５日間の様子をまとめてみたいと思います。

１日目。

早朝に役場での出発式を終えて、教育長さんをはじめ、先生方や保護者の方々に見送られてバスは走り出しました。生徒のほとんどが海外に行ったことがないため、行きのバスや飛行機の中では「楽しみ」という声や「ちょっと不安～…」という声がたくさん聞かれました。

▲空港でのチェックイン

セントレア国際空港に着くと、出国の書類に記入したり、ドルに換金したり、出国手続きをしたり…とやることが沢山ありました。「いよいよ日本を出るんだなぁ～…」とだんだんドキドキしてきました。飛行機の出発時間が近づくにつれて、皆の背すじも緊張のせいかシャキッと伸びていました。めったに乗ることのない飛行機、上空からの景色は青い空がとてもキレイでずっと眺めていました。初めて食べた機内食はハンバーガーでした。温かくてとても美味しかったです。

いよいよグアムに上陸！美しい空、大きいヤシの木、外国の匂い。長旅の疲れなんてふっとび、皆とても嬉しそうでした。まずはホテルまでの移動のバスの中で、日本との違いを探しました。車の右側通行や生えている植物、お店や看板など、日本とはずいぶん雰囲気が違うなぁと思いました。海が目の前に見えるホテルに到着し、コーディネーターの河合さんと合流し、挨拶を交わしたりミーティングをしたりしました。それから夕食を食べて、各自部屋に入ってゆっくり休みました。明日からの研修に向けて期待が高まり、なかなか眠れませんでした。

２日目。

朝食はバイキングでした。それぞれ好きなものをもりもり食べてお腹いっぱいになりました。今日から早速英会話のレッスンが始まります。教えて下さるのはトミー先生という優しくておもしろい先生でした。まずは基本の自己紹介から行い、そのあとからは本格的なレッスン。トミー先生は私たちのペースに合わせてくれて、とても分かりやすかったです。また、日本で習ったことをさらに深く学ぶことができ、「なるほど、こういうことだったのか！」と納得できることがたくさんありました。三時間のレッスンがあっという間に終わってしまいました。

▲トミー先生の英会話レッスン

昼食は海底展望台の近くのレストランでした。パイン入りのピザやレッドライスなど日本ではあまり見ないものもあり、とても興味深かったです。やっぱり皆お腹いっぱい食べました。店員さんも気さくな方で、植物で色々なものを作って楽しませてくれました。海底展望台に着いた時、天気が崩れてものすごいスコールになってしまったので、魚を見られるかどうか心配でしたが、カラフルでかわいらしい様々な魚を見ることができました。海の中は薄暗くて青い幻想的な世界で、とても美しかったです。その後のヒストリーツアーでは、防空壕や高台、記念館にも連れて行ってもらいました。これまでは日本から見た戦争についてしか学んできませんでしたが、グアムでは、アメリカから見た当時の戦争について良く学ぶことができました。視点を変えるだけで、同じ戦争でも全然印象が違ってびっくりしました。

夜はKマートというお店で買い物をしました。とっても広くて、ここで何でも揃っちゃうんじゃないかという程、色々な商品がありました。日本で売られているお菓子のビッグバージョンや日本の飲み物なども色々揃えてあって、驚きました。ショッピングカートも日本とは比べものにならない位大きくて、日本とグアムの違いを身をもって感じました。グアムでの初めてのお買い物はドキドキしましたが、じっくりと見て回ることができてよかったです。

▲興味深かった防空壕

３日目。

色々と予定変更がありましたが、臨機応変に行動することができました。午前中は二回目の英会話レッスンでした。トミー先生が「マフィアゲーム」というのを教えてくれて、

皆でトライしました。それぞれが「マフィア」「看護師」「市民」「探偵」に扮して駆け引きするゲームでした。英語でゲームするのは新鮮で楽しく、慣れてきたらとても盛り上がりました。楽しくお勉強した後は、ショッピングモールでお買い物をしました。今回のショッピングモールも中がとても広く、グループに分かれてお土産などを購入しました。おまけをしてくれたお店もあれば、色々と相談にのってくれたお店もあり、グアムの皆さんは優しいなぁ～と思いました。昼食もこのショッピングモール内で食べました。注文はそれぞれ英語で行うので、皆不安だったと思いますが、今まで習った英語をフル活用して食べたいものを注文し、美味しいハンバーガーやタコスを食べることができました。ジュースがとっても大きくて驚きました。

▲ショッピングモールでお買いもの

▲自信を持って英語で注文!!

4日目。

午前中はホテル付近でのビーチアクティビティで「シュノーケリング」を教わりました。教えて下さったのはダン先生という方で、オリンピックの選手だったそうです。私は体調を崩し海に入れなかったので体験できず残念でしたが、海辺を散歩したりしながら楽しんでいました。シュノーケリングをした人は「サンゴや魚がたくさん!」「エサをあげると食いついてきて、とてもかわいかった」「きれいな海に潜れて良い思い出ができました」と、とても嬉しそうに話していました。いつか私もチャレンジしてみたいです。

▲綺麗な海でシュノーケリング

そして最後の英会話レッスンがありました。3日間行ってきた授業のおさらいをしてから、少しレベルの高い授業も受けました。トミー先生はそれぞれに賞状を作ってくださり、一人ひとり記念撮影もしてくださいました。3回だけの英会話レッスンでしたが、とても楽しく充実していたと思います。

グアム最後の夜は屋外でのバーベキューディナーでした。食べながらダンスショーを見ました。すごく素敵でした。美しい女性のフラダンスは優雅な動きですが、ポリネシアンダンスの腰の動きの速さには驚きました。また迫力満点のファイヤーダンスは見事でした。その後は私たちも参加させてもらってのダンスタイム。最初のうちは体がなかなか上手に動きませんでしたが、とても楽しく皆の笑顔も弾けていました。外国の「踊り」という文化に触れることができました。最後の夜は最高に楽しい一時でした。

▲ダンスショーに飛び入り参加

5日目。

とうとうグアムとお別れの日となりました。午前中はビーチを散策したり、フィットネスルームで体を鍛えたり、それぞれが自由に最後のグアムを満喫していました。悔いが残らないように、最後まで思い思いの行動ができたと思います。

ホテル出発の時間になると皆少し寂しそうでしたが、楽しかったことを話しながら空港へ行きました。出国審査などは少し緊張しましたが、スムーズに手続きもできて無事に飛行機に乗ることができました。

セントレア国際空港に着き、バスの中でも皆ほとんど眠らず、トミー先生に教わったマフィアゲームをやりながら帰ってきました。ほんの数時間前までグアムにいたのが、何だか夢だったような不思議な感じがしました。

とても楽しいグアムでしたが、初めての海外旅行という事もあって緊張していたのか、天龍村に帰ってきたときはホッとして、すごく落ち着きました。到着は真夜中でしたが、皆さんがお迎えに来て下さり嬉しかったです。

終わりに。

私は正直に言うと、外国は怖くて行きたくないなぁと思っていました。でも今回初めてグアムに行き、様々な体験をしたり、異文化に触れたりすることで、考え方が変わりました。これから外国に行く機会はそんなにないかもしれませんが、日本と違う文化や習慣をもっと知り、経験していくことができたら素敵だと思いました。今回天龍中学校の仲間と共にグアム研修旅行に行かせていただいたことに、心から感謝しています。研修で見たことや感じたことをこれからの生活の中に活かしていきたいと思います。

ありがとうございました。

平成26年度「ふるさと寄附金」運用状況

平成27年３月31日現在

平成26年度の寄附金総額は70万９千円、寄附者総数26名でした。使途運用状況は下記のとおりです。
寄附者の方々のご厚意にお応えできるよう基金に積み立て保管しています。基金から得た利息738円につきましても積み立てをし、年度末基金総額は411万３千円となっています。

（単位：円）

平成26年度寄附金		寄附金総額	使途コース別の寄付金額						
			利息分	①福祉に関する事業	②子育て支援、学校教育に関する事業	③自然環境、農林業の振興に関する事業	④観光に関する事業	⑤文化・生涯学習・スポーツに関する事業	⑥その他に関する事業
		709,000		90,000	10,000	35,000	64,000	15,000	495,000
前年度末基金総額		4,403,000	5,250	1,500,000	210,000	255,000	110,000	40,000	2,282,750
基金	寄附金積立金	709,000		90,000	10,000	35,000	64,000	15,000	495,000
	運用利子積立金	1,000	1,000						
	取り崩し金額	1,000,000							1,000,000
	差し引き残額	4,113,000	6,250	1,590,000	220,000	290,000	174,000	55,000	1,777,750
再掲		活用させていただいた寄附金							1,000,000

「ふるさと寄附金」ありがとうございます

広報天龍第１６６号（４月発行）で公表後、６月30日現在で寄附をしていただいた皆さんは次のとおりです。

○板倉　春樹　様（宮城県）
○新野　康春　様
○小林　武彦　様（埼玉県）
○㈱トラストバンク様（東京都）
○福田　浩　様（愛知県）
○津戸　靖雅　様（愛知県）
○福岡　義輔　様（福岡県）
○小林　春之　様（長野県）
○石田　昇吾　様（東京都）
○藤原　悌　様（千葉県）

本人の希望により氏名を公表できない方がいます。今回は22名の方から、寄附をいただきました。ありがとうございました。

簡単・便利!! 天龍村ふるさと寄附金の申込み手続きについて！

平成27年６月１日(月)から、天龍村ふるさと寄附金の申込みが、天龍村ホームページと、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」からできるようになり、クレジットカード決済も可能となりました。

なお、従来どおり、電話、ＦＡＸ、役場窓口での申込みも可能です。

また、５、０００円以上寄附をされた方へ、村の特産品を進呈します。

ぜひ、ふるさと天龍村への応援をお願いします。

◎ふるさとチョイス
http://www.furusato-tax.jp/

村営バスが村PRデザインにラッピング！

天龍村営バス車両に村をPRするデザインをラッピングしました。

デザインは、村民のみなさんから応募のあった案の中から、村の豊かな自然、おきよめっち、ていざなすなど天龍村を象徴するものを選定させていただきました。

なお、本事業は、長野県の地域発元気づくり支援金の助成を受け実施しました。

また、村営バスの愛称もみなさんに応募いただいた中から、大河内区田村正統さん・南下区中島陽翔さんの「おきよめ号」に決定しました。

これからも、天龍村営バス「おきよめ号」により親しみを持っていただき、多くのみなさんにご利用いただきますようお願いします。

明るいデザインで気分も一新!!

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料免除･納付猶予の申請手続きを!

保険料免除・納付猶予制度とは？

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。（本人の申請が必要です。）

※申請窓口は、役場住民課住民福祉係です。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額免除または一部免除となります。

なお、**一部免除については、一部納付保険料を納付しないと未納期間となりますので、必ず納付**してください。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

※学生の方は…

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合には、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を利用することができます。（①、②は申請できません。）

世帯構成別の所得の「めやす」（　　）内は収入【単位：万円】

免除の種類 ＼ 世帯構成	全額免除	一部免除		
		3／4免除	半額免除	1／4免除
4人世帯（ご夫婦、お子さん2人の場合）	162（257）	230（354）	282（420）	335（486）
2人世帯（ご夫婦のみの場合）	92（157）	142（229）	195（304）	247（376）
単身世帯	57（122）	93（158）	141（227）	189（296）

※上記の「めやす」は、次の条件によるものです。
○（　　）内の収入の「めやす」は、収入のすべてが給与所得であった場合を仮定して計算しています
○一部免除の「めやす」は、社会保険料（国民年金、国民健康保険および介護保険）について、一定の金額を納付していると仮定して計算しています
○「4人世帯」および「2人世帯」の夫婦は、夫または妻のどちらかのみに所得がある世帯の場合
○「4人世帯」のお子さんは、ともに16歳未満の場合

『手続きをするメリット』

○保険料を免除や納付猶予になった場合、その期間は年金の受給資格期間に一部算入されます。
（手続きをされず、未納となった場合はその期間は算入されません）

○保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

所得が少なく納付が難しいからと納付をせず、未納のままですと将来本人に不利益が生じる可能性がありますので手続きをしましょう！

～ご希望により、2年目からは免除申請･納付猶予申請が不要となります!～

全額免除・納付猶予の承認を受けられた方が、**翌年度以降引き続き、全額免除・納付猶予の承認を希望する場合には、翌年度からは申請が不要**になります（ただし、失業などを理由とした特例などによる免除承認であった場合には、翌年度も申請が必要となります）。

※翌年度以降、申請が不要の方については、毎年、日本年金機構が免除基準に該当するか審査を行い、審査結果を通知します。
※審査の結果、全額免除または納付猶予が不承認になった場合でも、一部免除に該当する場合は、改めて申請が必要です。
※所得要件の審査は、市町村民税の申告内容をもとに行いますので、税申告を忘れずに行ってください。
※免除の継続を希望される場合は、申請書の住所・氏名・継続希望欄の「はい」に○印を記入して申請してください。

平成27年度　自衛官募集案内

募集項目		受験資格	受付期間	採用試験日
一般曹候補生		18歳以上27歳未満	８月１日～９月８日	１次：９月19日
自衛官候補生	男子	18歳以上27歳未満	８月１日～９月８日	９月19日
	女子			９月26日
航空学生		高卒（見込含）以上21歳未満	８月１日～９月８日	１次：９月23日
看護学生		高卒（見込含）以上21歳未満	９月５日～９月30日	１次：10月17日
防衛大学校学生	推薦	高卒（見込含）以上21歳未満	９月５日～９月９日	９月26・27日
	一般			１次：９月26日
防衛医科大学校生		高卒（見込含）以上21歳未満	９月５日～９月30日	１次：10月31日・11月１日

●お問合せ●　自衛隊長野地方協力本部飯田出張所　☎0265－22－2613
（飯田市大久保町2637－3 飯田地方合同庁舎）　recrait1-nagano@pco.mod.go.jp

放送大学10月入学生募集

放送大学では、平成27年度第２学期（10月入学）の学生を募集しています。放送大学は、テレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、教養を深めたい、仕事に活かしたいなど、様々な目的で幅広い世代・職業の方が学んでいます。

詳しい資料を無料でお送りしますので、お気軽にお問合せください。

放送大学ホームページでも受け付けております。

◇出願期間
平成27年６月15日から平成27年８月31日まで

◇資料の請求・お問合せ先
放送大学長野学習センター　〒392-0004 諏訪市諏訪１－６－１
☎0266-58-2332（月曜日・祝日休み）
放送大学ホームページ　http://www.ouj.ac.jp

消防団操法技術大会（結果）

６月７日(日)に天龍村消防団の操法技術大会が開催され、各分団から３チームが出場し、消防用小型ポンプによる火災消火を想定した器具操作・基本動作などの消防技術を競いました。

【大会結果】
優勝　第１分団Ａ
２位　第２分団
３位　第１分団Ｂ

▶優勝した第１分団のみなさん

天龍村消防団　日本消防協会　竿頭綬（かんとうじゅ）受賞

この度、消防団が日本消防協会表彰「竿頭綬」を受賞し、５月15日(金)に飯伊消防協会長から伝達されました。

この表彰は、厳正な規律の保持や熟達した技能を有し、常に消防の使命を達成することに努め、他の模範となる消防団に授与されます。

消防団は「地域の安全・安心を守る」という消防の使命達成のため、これからも活動します。

表彰を受ける森団長

緑の募金にご協力ありがとうございました

みなさんのご協力により天龍村全体で**98,650円**が集まりました。

この募金は地域の緑化やみどりの少年団活動への補助や森林づくりに還元されます。

みんなで拾ったよ！　天龍ピカピカ大作戦

５月20日(水)に天龍ピカピカ大作戦が行われ、天龍小学校児童をはじめ下伊那南部建設事務所職員、一般住民のみなさんなど多くの方の参加により道路周辺の美化活動を行いました。

参加された方々は、自分達の住む村を少しでもきれいにしようという思いで一生懸命ゴミ拾いを行いました。

ゴミは主に空き缶やペットボトルなど、自動車からのポイ捨てによるものが多いと思われます。本来ポイ捨ては、厳しく処罰される違法行為です。

ゴミが散乱している道路は見た目も悪く、天龍村の美しい景観や観光資源を大きく損ねます。これからも天龍村が少しでもきれいになるよう村民のみなさんとの協働で取り組んでいきたいと思います。

▶たくさん拾ったよ

～　税金で日本の生活安全に　～

大空を羽ばたけ ブッポウソウ

県の天然記念物で、村鳥でもあるブッポウソウが今年も天龍村で営巣しました。

ブッポウソウは東南アジアからオーストラリアを中心に分布し、日本には繁殖を目的に夏前に飛来します。鮮やかな赤色のくちばしと飛行中に目立つ翼の白斑が特徴で、絶滅が危惧されている貴重な鳥です。

毎年、天龍みどりの少年団を中心に巣箱を村内に掛け、保護活動を行っています。

今年度も保護観察を目的として役場の巣箱内にカメラを設置し、ブッポウソウの様子を大勢の方に見ていただきました。

エサやりにはげむ親鳥

【今年の観察記録（役場巣箱）】

５月２日	飛来を確認（巣箱に入る）
５月21日	１個目の卵を産卵
６月16日	１羽目ふ化
７月10日	１羽目巣立ち

JRからのお願い

踏切設備のない場所での線路横断をやめましょう。

ＪＲ東海では、踏切設備のない場所での線路横断について、正規の踏切を横断するよう呼びかけています。残念ながら安易な線路横断が多く、毎年悲惨な事故が発生しています。また、現地には「線路横断は危険です。近くの踏切をご利用ください。」などの看板を設置して事故防止を呼びかけています。

みなさんのご協力をお願いします。

交流職員紹介

市川（いちかわ） 拓馬（たくま）

今年の４月から、交流派遣として長野県庁高校教育課から天龍村に参りました、市川拓馬と申します。

役場２階の振興課で観光振興業務や龍泉閣、農林業公社の経営マネジメント業務といった地域振興業務に携わらせていただいております。

北信の中野市出身、おいしいものを食べること（ラーメンとかお肉）とスノーボードが大好きな25歳独身（精神年齢14歳）です。３月までは長野市市街地に住んでおりましたので、天龍村の空気のおいしさ・大自然の美しさ・村民の方々の温かさにとても感動しました。

この感動と天龍村の魅力を多くの方に伝え、微力ではありますが天龍村の発展のため尽力しますので、どうぞよろしくお願いします。

地域おこし協力隊

小柳（こやなぎ） 大祐（だいすけ）

改めまして、小柳大祐と申します！あだ名は「ぎーにょ」「大ちゃん」なので、そう呼んでもらえると嬉しいです！

天龍村には「ななめに暮らす数日」で毎回遊びに来ていました。村で生活して１ヶ月が経ちましたが、未だに土地勘がつかめず「ここあそこが繋がっているのか!!」と驚くことばかりです。

さて、簡単にプロフィールを紹介します。横浜で生まれ育ち、関東学院六浦中高にてスキーと共に青春を過ごしました。大学は玉川大学文学部比較文化学科に通い、スキーとサークル、結婚式場でのアルバイトをしながら観光学や環境学、宗教学などを勉強していました。天龍村へ初めて来たのは大学３年次、タイのボランティアで知り合ったイモ兄こと村澤雄大さんが天龍村にいるということで行きました。そこで初めて限界集落という存在と地域おこしという分野に興味を持ちました。

まだまだ村について知らないこともたくさんあります。世間知らずで未熟な私ですが、村に新しい風を吹かしたいなと思っています！どうぞよろしくお願いします。

柏原（かしはら） 亜希（あき）

初めまして！新しく「ありが隊」に入りました、柏原亜希と申します。今年24歳になります。出身は広島県尾道市で、海に囲まれた街で育ちました。中学校までは島で育ちました。生粋の島っ子です！小学２年の頃から大学まではソフトテニスばかりをしていましたので、頭脳派というよりは行動派です。

また、好奇心旺盛なので様々なことに興味を持ちますし、飛び込んでいくのが大好きです。天龍村のみなさんと少しお話しさせていただいたのですが、どなたもとても暖かくて、優しい方が多いなと感じました。こちらの募集に応募して本当によかったなと思っています。まずはみなさんと仲良くなれるように、いろいろな場に参加していきたいと思います。

様々な行事に参加し、お仕事を手伝わせていただきながら、村の歴史や長所などのＰＲ点を把握して、自分で体験して、少しずつ発信していけたらいいなと思っています。生活していると、分からない事が出てきてみなさんにお伺いする事も多いと思いますが、一つ一つしっかりと覚えていきたいと思います。宜しくお願いします。

保健師だより

『注意!! 食中毒!』

気温が高くなると発生が増える、食中毒について紹介します。

食中毒は多くの場合、食中毒菌が体の中に入ることで起こります。

まず、食中毒を予防するには左記の3点を守りましょう。

①菌をつけない

【例】
・調理器具はこまめに洗う。
・加熱する食品と生で食べる食品とは別々にして保管する。

②菌を増やさない

【例】
・食品は常温で置かず、必ず冷蔵庫へ入れる。

③菌を殺す

【例】
・食品には火を通す。
・調理器具は定期的に消毒する。

次に、食中毒の可能性があったら下記の順番で対応しましょう。

①症状をチェックしましょう。

【主な症状】
・吐き気・おう吐・下痢・腹痛・発熱・血便・神経症状（言語障害・呼吸困難など）

②おう吐や下痢の症状が重い場合は応急処置をしましょう。

【例】
・数回に分けて水分補給をする。（スポーツドリンクがお勧め。）
・おう吐があるときは、のどに詰まらせないよう吐きやすい体勢をとるようにする。

③医療機関で受診しましょう。

【受診前の注意点】
・受診前に下痢止めなど使用しない。
・症状や、食事の内容を細かく医師に伝える。
・吐いたものがあれば医師に見せる。

④他の人への感染を防ぎましょう。

【例】
・汚物を片付ける際は手袋をする。
・汚物で汚れたところの消毒をする。

図書館新着本

図書館に新本とDVDが入りました。

～本～
・うみの100かいだてのいえ
・さがそ！～おかしのくに　ゆうえんち～
・はたらくのりもののえほん
・くれよんのくろくん
・夢みるオラフ
・レミとソラ
・百姓赤峰勝人の野菜ごはん
・決戦！大阪城
・決戦！関ヶ原
・100年後に残したい　ふるさとのお話
・火花
・私はマララ
・家族で使える健康弁当135
・九年前の祈り

～DVD～
・永遠の0
・ベイマックス
・シンデレラダイヤモンド・コレクション

◆◆◆

今回の新着本も、利用いただいているみなさんからリクエストの多かったものを多く採用しました。

図書館では読んでみたい本、観てみたいDVDなどのリクエストを随時受け付けています。

◇天龍村図書館☎㉜3206

「まいさぽ飯田」の紹介

平成27年4月から生活困窮者自立支援法がスタートし、生活や就労などでお困りの方の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぽ飯田」が開設され、総合的な支援を行っています。

相談員が悩みをお聞きし、解決に向けた支援計画を立て継続的な支援を行います。

相談は無料で秘密は厳守されます。

「まいさぽ飯田」
☎0265(49)8830
○相談受付（平日のみ）
午前9時～午後5時まで

一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。

役場職員人事異動

7月1日付けで次の者が異動となりました。

◇藤澤　久美
（住民課国保環境衛生係）

お詫びと訂正

前号（4月23日発刊第166号）の職員配置と職務分担で、支所・天龍温泉勤務の飯泉幸大について、誤って臨時職員の表記となっていました。訂正してお詫び申し上げます。

天龍村 ふるさと夏まつり

8月15日(土) 午後6時

☆ところ：龍泉閣前（村営駐車場）
☆夜店、アトラクション、
盆踊り、煙火大会など